

広島県告示第五百七十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によつて、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十九年十一月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区 区	広町下川（六四一三）地区	広町川（六四一二）地区	原組川（五〇〇四）地区	荒采川（二一〇隣b）地区	荒采川（二一〇e）地区	荒采川（二一〇d）地区	荒采川（二一〇c）地区	荒采川（二一〇b）地区	荒采川（二一〇a）地区	森川（一九）地区	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害	告示番号	平成二十一年広島県告示第三百三十一号	
												所在 地	土砂災害警戒区域	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	同市広塩焼二丁目及び同市広町四本松地内	土砂災害特別警戒区域	
区 区	広町下川（六四一三）地区		原組川（五〇〇四）地区	荒采川（二一〇隣b）地区	荒采川（二一〇e）地区	荒采川（二一〇d）地区	荒采川（二一〇c）地区	荒采川（二一〇b）地区	荒采川（二一〇a）地区					
土石流			土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流					

芦冠川（一六〇c）地区	三坂地川（一五九隣d）地区	三坂地川（一五九隣c）地区	三坂地川（一五九隣b）地区	三坂地川（一五九隣a）地区	三坂地川（一五九j）地区
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
芦冠川（一六〇c）地区	三坂地川（一五九隣d）地区	三坂地川（一五九隣c）地区	三坂地川（一五九隣b）地区	三坂地川（一五九隣a）地区	三坂地川（一五九j）地区
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流